島根県立吉賀高等学校校 長渡部 敏郎

夏期休業中の新型コロナウィルス感染症対策について

新型コロナウィルス感染者が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、夏期休業中の新型コロナウィルス感染症対策について、島根県教育委員会より通知された「新型コロナウィルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン(令和2年7月30日時点)」に基づき、下記のとおりとしますので、よろしくお願いします。

記

1. 緊急連絡について

新型コロナウィルスの感染状況によっては、臨時休業等の措置を取る場合があります。この場合、深夜であっても緊急メールを配信する場合がありますので、ご承知おきください。

2. 登校について

補習、部活等で登校する場合、以下のことについて留意してください。

- ○登校前に検温及び健康チェックを行い、体調に不安がある場合は登校を控えてください。
- ○補習等欠席する場合は、必ず学校(0856-78-0029)にご連絡ください。
- ○登校後に体調が悪くなった場合、速やかに担当の先生に申し出てください。

3. 過ごし方について

- ○外出する場合には、マスクの着用、手指消毒、3密回避等、感染予防を心がけてください。
- ○日々の検温及び健康チェックを心がけてください。
- ○発熱や体調不良等の症状がある場合は、登校及び外出を控え、自宅で静養し、経過を観察してください。
- ○息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある場合、速やかに医療機関を受診するか、 益田保健所(0856-25-7011)にご相談ください。軽い症状であってもそれが続く場合は、医療機関の受診をお 勧めします。また、感染の不安のある方、患者と接触した方、予防対策や知識を得たい方など、感染や健康に 関する相談についても、益田保健所までご連絡ください。
- ○サクラマス交流センター生の皆さん及び保護者の方については、吉賀町役場高校支援室からの通知に併せ、以下のことに留意してください。
 - *交流センター滞在中に発熱等の風邪症状が出た場合は、帰省について速やかに保護者の方と相談させてください。
 - *交流センター滞在中に、息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状があった場合は、 保護者の方に連絡の上、すぐに益田保健所に相談し、その指示に従います。
 - *交流センター滞在中に、軽い症状であってもそれが続く場合、遅くとも発症から4日目までには、保護者の 方に連絡の上で医療機関の受診を勧め、医師の指示に従います。
 - *その他、感染や健康に関する相談については、各自治体の保健所の方にご連絡ください。
 - *帰寮後は、14日間程度の「特別健康状況確認期間」を設けるよう指示されています。この期間は、通常よりも徹底した健康観察を行うとともに、緊急事態宣言の対象となっている地域や感染の警戒度を高めている地域からの帰寮については、状況により交流センター以外の宿泊施設に生活の場を移して健康状況の確認を行う場合もありますので、ご承知おきください。

生徒・教職員の感染が判明した場合

- ① 該当者の活動状況が、判明までにどのようであったか確認。
- ② 活動の実態がある場合は速やかに学校全体を一定期間臨時休業→消毒
- ③ 臨時休業の期間は、判明後の最初の登校日から濃厚接触者が特定されるまで。
- ④ 濃厚接触者特定後、臨時休業を継続するか学校再開するか県教委で判断する。
- ⑤ 臨時休業継続の場合、臨時の登校日を設定→課題配布・生活指導等
- ※感染者に校内での活動の実態がない場合
 - →該当者の出席停止による対応
 - →原則として臨時休業は行わない。

生徒・教職員が濃厚接触者に特定された場合

- ◆地域で感染が拡大しているとはいえない状況(地域感染レベル1)
 - →該当者の出席停止による対応(臨時休業行わず)
- ◆地域で感染が拡大している状況(地域感染レベル2又は3)
 - →県教委からの指示に従う
- ◆地域に緊急事態宣言
 - →県教委からの指示に従う

近隣市町、地域等に感染者が判明した場合

- ◆地域で感染が拡大しているとはいえない状況(地域感染レベル1)
 - →原則として臨時休業は行わず、通常の教育活動を継続。
- ◆地域で感染が拡大している状況(地域感染レベル2又は3)
 - →県教委からの指示に従う
- ◆地域に緊急事態宣言
 - →県教委からの指示に従う